（職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改め、同条第五項中「第四条第九項」を「第四条第十項」に改める。

第四条の二第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　法第五条の三第一項から第三項までの規定による明示は、試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すことにより行わなければならない。

7　求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者は、求職者、募集に応じて労働者となろうとする者又は供給される労働者に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る職業紹介、労働者の募集又は労働者供給が終了する日（当該明示に係る職業紹介、労働者の募集又は労働者供給が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。

第四条の二第二項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第五条の三第三項」を「第五条の三第四項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第八号に掲げる事項にあつては、労働者を派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）として雇用しようとする者に限るものとする。

第四条の二第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　試みの使用期間に関する事項

第四条の二第一項に次の二号を加える。

七　労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

八　労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨

第四条の二第一項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下この項において「紹介求職者等」という。）に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合

二　紹介求職者等に対して法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合

三　従事すべき業務の内容等を追加する場合

2　法第五条の三第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等

二　前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等

三　前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等

第十三条の二第二項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改める。

第十七条の七第一項中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の五第一項第一号」に改める。

第十七条の八中「第四条第十項」を「第四条第十一項」に改める。

第十八条第三項第一号リ中「職業紹介事業の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として職業安定局長が定めるもの」を「第二十四条の六第二項に規定する講習」に改める。

第二十二条第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第二十四条の五第一項中「求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項」を「次のとおり」に改め、同項に次の二号を加える。

一　求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

二　返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる事由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度をいう。以下同じ。）に関する事項

第二十四条の五第四項中「手数料表」の下に「、返戻金制度に関する事項を記載した書面」を加える。

第二十四条の六中「、業務を適正に遂行する能力を有する者のうちから」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。

第二十四条の八第一項中「その年の前年の四月一日からその年三月三十一日までの間における」を「この条の定めるところにより、」に改め、同条第二項中「第三十二条の十六」を「第三十二条の十六第一項」に改め、同条に次の四項を加える。